

第240期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時 平成27年6月23日（火曜日）
午前10時

場 所 長崎市銅座町1番11号
当行本店10階会議室

株式会社 十八銀行

株 主 各 位

長崎市銅座町1番11号

株式会社 十 八 銀 行

取 締 役
代表執行役 森 拓 二 郎
頭 取

第240期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第240期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 長崎市銅座町1番11号
当行本店10階会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第240期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
 2. 第240期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連
結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠取締役1名選任の件 |

以 上

◎ お 願 い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表および連結注記表につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当行ホームページ (<http://www.18bank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査委員が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページ (<http://www.18bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第240期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【銀行の主要な事業内容】

当行は長崎県を主要営業基盤に、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、代理業務等を行っております。

【金融経済環境】

平成26年度の我が国経済は、緩やかな回復の動きが持続しました。企業収益が改善するなかで設備投資は緩やかに増加し、公共投資は高水準で推移しました。また、個人消費は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動も徐々に和らぎ、雇用や所得環境が着実に改善するなかで底堅く推移しました。住宅投資についても、駆け込み需要の反動による減少が続くなか、下げ止まりの動きが見られました。輸出については、資本財・部品などが海外の設備投資動向等を反映して、持ち直しの動きが見られました。

金融面では、日本銀行による金融緩和拡大などを背景に、国内長期金利は一時0.2%を割り込むなど極めて低位に推移し、為替相場も1ドル120円を超える水準まで円安ドル高が進行しました。一方、株価については、米国の利上げ実施時期を巡る不透明感などはあったものの、上昇基調で推移し3月下旬には日経平均株価が19,000円を大きく上回るなど、約15年ぶりの水準まで回復しました。

当行の主要な営業基盤である長崎県の経済は、緩やかな回復の動きが持続しました。生産面では、造船は既往の受注を背景に高操業を維持しており、電子部品等の生産は、最終製品需要が堅調に推移していることを背景に増加しました。需要面では、設備投資は増加し、公共投資についても高水準で推移しました。一方、住宅投資については駆け込み需要の反動により弱い動きとなりました。観光面では、天候不順の影響があったものの、主要施設の集客施策が奏功したことに加え、

夜景観光の認知度が向上したことなどを背景に堅調に推移しました。なお、雇用・所得環境は労働需給が緩やかな改善を続け、雇用者所得は持ち直しました。

【事業の経過および成果】

このような金融経済環境のもと、当行は、平成26年4月にスタートした中期経営計画「CS³（シーエスキューブ）」（1st-Stage：平成26年4月～平成29年3月、2nd-Stage：平成29年4月～平成31年3月）に基づき、地域ならびにお客さまとのつながりを深化させ、ともに成長していくことを目指してまいりました。当期中に実施いたしました主な施策は以下のとおりです。

事業の経過

（店舗体制等）

平成27年3月末の店舗数は100か店（うち出張所9か店）、店舗外ATM設置は166か所（207台）となっております。

長崎県内には89か店の店舗があり、それぞれ地域の実情に合わせた効果的な営業と効率的な店舗運営を推進していくため、「総合店」と「個人特化店」および「出張所」の3つの店舗形態とした運営を行っております。県外の店舗については事業性融資に特化した運営を行っております。

また、お客さまとの接点強化による営業力向上を目的として、タブレット端末を導入するとともに、事務の削減と品質向上のため、営業店事務の本部集中化や事務処理の省略化などの業務改革にも取り組んでおります。

（地域密着型金融の推進）

地域密着型金融の推進体制につきましては、ビジネスマッチング（お客さまの販売先支援活動）や販路拡大のための各種商談会の開催など、お客さまの事業に直接関与する「ビジネスサポート活動」を展開するとともに、営業店とソリューション推進部が一体となった質の高いソリューション活動による資金需要の創出に努めてまいりました。また、経営改善が必要とされるお取引先の計画策定・モニタリングを

実施し、積極的に事業再生を進めるとともに、成長分野と位置付ける医療・介護分野へのサポートや再生可能エネルギー事業への支援にも注力してまいりました。

地方創生に向けた取組みにつきましては、平成19年に地域経済活性化のために設置した地域振興部を担当部署とし、営業店や各自治体と連携した地方版総合戦略の策定・推進など積極的に取り組んでおります。

また、地域振興部と長崎経済研究所を中心に「長崎都市経営戦略推進プロジェクト」に積極的に関わるとともに、「長崎観光応援デスク」の設置による観光面のサポートや長崎県と連携した移住促進（UIターン）などを積極的に進めてまいりました。

地域活性化に資する新たな資金ニーズに対しましては、「十八銀行『元気な長崎』応援プロジェクト」による、「出資」・「融資」・「コンサルティング」の3本柱で、地域のお客さまの新たなビジネスチャンスの取組みを支援してまいりました。

金融円滑化に向けた取組みにつきましては、平成25年3月末に中小企業金融円滑化法が終了いたしました。が、中小企業や個人事業主のお客さま、および住宅ローンをご利用のお客さまからの借入れ条件の変更等に関するご相談については、引き続き「金融円滑化に関する基本方針」に基づき真摯に取り組んでまいりました。

(CSRへの取組み)

当行は、環境配慮への取組みとして、消費電力の削減や紙使用枚数の削減等の省資源・省エネルギー活動を実施してまいりました。また、「長崎都市経営戦略推進プロジェクト」が推進する国際観光都市としての「おもてなし」の充実・推進の一環として、主要観光施設周辺の清掃を定期的実施しており、平成26年5月には世界遺産登録に向けて、端島炭坑（軍艦島）のボランティア清掃活動を実施いたしました。

また同年10月から11月にかけて開催された「長崎がんばらんば国体」ならびに「長崎がんばらんば大会」には多数の行員が運営ボランティアとして参加いたしました。

地域における健全な社会・文化・教育等の推進への協力としまして

は、十八銀行社会開発振興基金により助成を行っております。

金融経済教育への取組みにつきましては、平成26年12月に、NPO 法人金融知力普及協会との共催により、高校生への金融知力の普及を目的とした「エコノミクス甲子園」長崎大会を開催いたしました。

事業の成果

このような経営環境の中、当期の業績は次のようになりました。

(預金・譲渡性預金)

譲渡性預金を含む預金の期末残高は個人預金・法人預金を中心に増加し、前年度末比1,202億円増加し、2兆4,786億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、地元中堅・中小企業融資への取組みや個人向けローンの増強に注力し、期末残高は前年度末比789億円増加し、1兆4,592億円となりました。

(有価証券)

有価証券の期末残高は外国証券の積み増しを主要因に前年度末比543億円増加し、1兆1,575億円となりました。

(損益状況)

損益面につきましては、経常収益は、利回り低下による貸出金利息の減少等により前年同期比35百万円減少して409億81百万円となりました。

一方、経常費用は営業経費および与信関係費用が減少したこと等により前年同期比25億30百万円減少して302億52百万円となりました。その結果、経常利益は107億29百万円、当期純利益は64億62百万円となりました。

なお、銀行本来の収益をあらわすコア業務純益（一般貸倒引当金繰入前の業務純益から国債等債券損益を控除）は前年同期比1億53百万円減少し73億68百万円となりました。

【対処すべき課題】

金融界においては、低金利が長期化している環境のもと、収益の維持・拡大のため県境を越えた地域金融機関相互の競争が激化しています。また、国内経済の先行きについては、金融緩和の継続等により、緩やかな景気回復の持続が期待されますが、海外景気の下振れや地政学的要因等によっては、国内景気が下押しされるリスクが存在することに留意する必要があります。

一方、地域経済は緩やかに回復しつつあるものの、今後は少子高齢化、人口減少など大きな課題を抱えています。このような経営環境のなか、地域の金融機関として、地域プロジェクトへの積極的な参画と地域活性化への取組みを強化していくとともに、中小企業の支援、地域のお客さまの利便性の向上を図っていく必要があります。

当行は、平成26年4月よりスタートした中期経営計画「CS³ (シーエスキューブ)」において、地域活力の創造へ主体的に取り組んでいくほか、お客さま満足度の高いサービスを提供していくことにより、地域において圧倒的に支持・信頼される銀行を目指してまいります。

併せまして、金融機関としての社会性・公共性を十分認識し、法令等遵守態勢の強化・充実を図ってまいります。

今後とも皆さまの一層のご支援ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	21,565	22,273	22,934	23,984
定期性預金	8,725	8,894	9,146	9,550
その他	12,839	13,378	13,787	14,433
貸 出 金	13,110	13,441	13,803	14,592
個人向け	3,140	3,219	3,303	3,473
中小企業向け	5,612	5,786	6,086	6,297
その他	4,357	4,436	4,413	4,822
商品有価証券	0	0	0	1
有 価 証 券	10,183	11,092	11,031	11,575
国 債	5,911	6,210	6,070	5,998
その他	4,272	4,882	4,960	5,576
総 資 産	24,620	26,029	26,130	27,689
社 債	80	80	—	—
内 国 為 替 取 扱 高	159,673	169,583	169,510	176,649
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 571	百万ドル 598	百万ドル 455	百万ドル 449
経 常 利 益	百万円 7,401	百万円 6,804	百万円 8,235	百万円 10,729
当 期 純 利 益	百万円 2,980	百万円 3,727	百万円 5,968	百万円 6,462
1株当たり当期純利益	円 銭 16 97	円 銭 21 40	円 銭 34 40	円 銭 37 61

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,428人	1,461人
平 均 年 齢	39 歳 10 ヲ月	39歳 11 ヲ月
平 均 勤 続 年 数	17 年 0 ヲ月	16年 10 ヲ月
平 均 給 与 月 額	383千円	386千円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
長 崎 県 内	店 うち出張所 89 (9)	店 うち出張所 89 (9)
う ち 長 崎 市 内	34 (1)	34 (1)
う ち 長 崎 市 外	55 (8)	55 (8)
長 崎 県 外	11 (ー)	11 (ー)
合 計	100 (9)	100 (9)

注 上記のほか店舗外現金自動設備を166カ所207台（前年度末160カ所199台）設置しております。

□ 当年度新設営業所
当年度において新設した営業所はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,815
---------	-------

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、無形固定資産への投資267百万円を含んでおります。

□ 重要な設備の新設等

新設

該当ありません。

改修、建替

店舗名その他	設備の内容	投資額 (百万円)
思案橋支店	店舗	524
ATM更新	コンピュータ機器	261

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
十八総合リース株式会社	長崎市銅座町4番18号	・動産および諸権利のリース	昭和50年5月8日	百万円895	%5.00	—
十八ビジネスサービス株式会社	長崎市銅座町1番11号	・十八銀行からの事務受託業務	昭和54年6月21日	30	100.00	—
長崎保証サービス株式会社	長崎市出島町10番10号	・住宅金融、消費者金融に関する借入債務の保証業務 ・信用調査	昭和58年1月25日	30	5.00	—
株式会社十八カード	長崎市銅座町4番18号	・クレジットカードに関する業務 ・金銭の貸付、信用保証業務	昭和58年5月9日	30	5.00	—
十八ソフトウェア株式会社	長崎市江戸町6番5号	・コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸およびこれに付随するハードウェア機器販売 ・コンピュータによる計算受託業務 ・コンピュータに関するコンサルティング業務	昭和62年10月14日	10	5.00	—
株式会社長崎経済研究所	長崎市銅座町1番11号	・各種調査研究業務 ・講演会、研修会等の開催および受託業務 ・機関誌、各種刊行物の発行	平成元年6月22日	30	5.00	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他当行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役および執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	そ の 他
宮 脇 雅 俊	取締役代表執行役会長、 報酬委員会委員長		
森 拓二郎	取締役代表執行役頭取、 指名委員会委員長		
小 川 洋	取締役常務執行役		
森 甲 成	取締役常務執行役		
福 富 卓	取締役常務執行役		
中 島 博 明	取締役監査委員会委員長		
南 條 宏	社 外 取 締 役 指名委員会、監査委員会 および報酬委員会委員		三菱重工業株式会社の 代表取締役常務（経理 担当）等を歴任するな ど、財務および会計に 関する相当程度の知見 を有しております。
齋 藤 寛	社 外 取 締 役 指名委員会、監査委員会 および報酬委員会委員		国立大学法人長崎大学 学長等を歴任するな ど、大学経営等で培わ れた幅広い経験と高い 見識を有しております。
松 本 由 昭	常務執行役佐世保地区本部長		
山 下 公 一	執行役 監 査 部 長		
柴 田 浩 一	執行役 人事部長兼 人 材 開 発 室 長		
鷲 崎 哲 也	執行役総合企画部長兼 広 報 室 長		
松 本 隆 行	執行役本店営業部長		

注 取締役南條 宏氏、取締役齋藤 寛氏につきましては、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	9名	193
執 行 役	8名	102
計	17名	296

- 注
1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 執行役を兼務している取締役に対する報酬等は、取締役欄に記載しております。
 3. 「報酬等」には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額73百万円（取締役45百万円、執行役27百万円）が含まれております。
 4. 「報酬等」には、平成26年6月24日開催の第239期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および同総会終結後開催された取締役会終結の時をもって退任した執行役1名の報酬等が含まれております。
 5. 上記の他、平成19年6月22日開催の第232期定時株主総会で決議した役員退職慰労金の打切り支給に基づき、平成26年6月24日開催の第239期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金として36百万円を支払っております。

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

報酬委員会が以下のとおり方針を決定しております。

- ① 当行の取締役および執行役が受ける報酬については、職責に応じた月額確定報酬とする。
- ② 執行役については、各年度の決算の状況に応じて報酬委員会にて毎年決定される業績連動報酬を加えた報酬を支給する。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
南 條 宏	なし
齋 藤 寛	なし

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会、指名委員会、 監査委員会および 報酬委員会への出席状況	取締役会、指名委員会、監査 委員会および報酬委員会に おける発言その他の活動状況
南 條 宏	10年9ヵ月 (注)	取締役会 18回中18回	当行と利害関係のない見地 から客観的かつ公正な意見 の表明および助言等を行っ ています。
		指名委員会 3回中3回	
		監査委員会 16回中16回	
		報酬委員会 3回中3回	
齋 藤 寛	5年9ヵ月	取締役会 18回中16回	当行と利害関係のない見地 から客観的かつ公正な意見 の表明および助言等を行っ ています。
		指名委員会 3回中3回	
		監査委員会 16回中13回	
		報酬委員会 3回中2回	

注 社外監査役としての在任期間を含めて表示しております。

(3) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要
南 條 宏	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意 でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定め る最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしており ます。
齋 藤 寛	同 上

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	2名	12	—

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	410,000千株
	発行済株式の総数	171,425千株(自己株式2,291千株を除く)

注 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 7,970名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	6,495千株	3.78%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	5,896	3.43
明治安田生命保険相互会社	5,000	2.91
十八銀行従業員持株会	4,489	2.61
株式会社佐賀銀行	4,383	2.55
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,992	2.32
株式会社西日本シティ銀行	3,959	2.30
株式会社肥後銀行	3,709	2.16
株式会社鹿児島銀行	3,260	1.90
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	3,255	1.89

- 注 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式(2,291千株)を控除して計算しております。
 3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 増田 靖 指定有限責任社員 福井 淳 指定有限責任社員 村松 啓輔	56	4

- 注
- 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は65百万円であります。
 - 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）対応の指導・助言業務」の対価を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する「会計監査人の解任又は不再任」に関する議案の内容を決定します。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

(1) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスの具体的な手引書としてコンプライアンスマニュアルを策定し、コンプライアンスの統括管理を行う部署として経営管理部コンプライアンス統括室を設置する。また、コンプライアンスに関する重要な事項の協議・決定の場としてコンプライアンス会議を設置する。
- ② 不正行為等の早期発見と是正を行うために、内部通報規程を策定し、通報窓口を経営管理部コンプライアンス統括室、監査委員会(監査委員会が選定する監査委員) および当行顧問弁護士とする。経営管理部コンプライアンス統括室は行内法務問題を一元管理し、事業活動における法令・企業倫理・行内規則等の遵守を確保する。
- ③ 執行役および使用人の法令および定款違反行為については、業務執行部門から独立した監査部がその内容を調査し、結果を監査部担当執行役およびコンプライアンス会議に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 各種議事録、決裁文書等、職務の執行・意思決定に係る重要情報は、文書管理に関する規定に従い文書で保存し管理する。
- ② 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統合的リスク管理規定によりリスクカテゴリー毎の担当部署を定め、グループ全体のリスクの統括管理を行う部署として経営管理部を設置する。経営管理部はリスクの現状について定期的にモニタリングを実施する。

- ② リスク管理に関する重要な事項の協議・決定の場として、リスク管理会議を設置する。
- ③ 災害やシステム障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、「業務継続計画 (BCP)」を定め、危機管理体制を整備する。
- ④ 監査部は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を監査部担当執行役および内部監査報告会に報告する。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役は、取締役会において定めた経営の基本方針および執行役の職務分掌に基づき、職務の執行を行う。執行役は、3か月に1回以上、担当する職務の執行の状況および重要と認められる事項について、取締役会に報告する。この場合、執行役は、代理人(他の執行役に限る)により当該報告をすることができる。
- ② 取締役会から委任を受けた職務の執行については、執行役規程、組織規程および職務権限表に基づき職務の分掌および権限の委譲を行い、定められた意思決定ルールに則り適正な職務の遂行が行われる体制とする。
- ③ 効率的な経営を確保するための体制として、経営会議、ALM経営会議、審議会、内部監査報告会を設置する。

(5) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関連会社運営規定」を設け、一定の事項について、当行に協議・報告することをグループ会社に義務付ける。
- ② 総合企画部内に関連会社統括室を設置し、基本方針の策定および経営計画の策定・指導等、グループ運営に関する統括を行う。
- ③ 当行にグループ会社の担当役員を配置し、グループ会社の取締役
に当行本部の関係部長を選任する。

- ④ グループ会社は、取締役会を設置し、重要事項の決定および取締役の職務の執行の監督を行う。
- ⑤ 監査部は、当行およびグループ会社において適正かつ効率的な業務運営体制の構築・運営がなされているか定期的に内部監査を行う。
- ⑥ 内部監査活動の状況およびその結果等を管理する「内部監査報告会」を設置する。
- ⑦ 不正行為等の早期発見と是正を行うために、グループ会社共通の「内部通報規程」を策定し、通報窓口を当行の経営管理部コンプライアンス統括室、監査委員会（監査委員会が選定する監査委員）および当行顧問弁護士に統一することで情報の一元管理を行う。
- ⑧ 当行およびグループ会社は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための内部統制態勢を整備する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助する使用人として、監査委員会室に1名を配置する。
- ② 当該使用人は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有する者とする。

(7) 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ① 前号の使用人は、経営執行部門との兼任を禁止し、監査委員会の指揮命令により職務を遂行する。
- ② 人事考課・異動等は監査委員会の同意を得ることとする。

(8) 執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- ① 執行役および所管部は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事項について監査委員に報告するとともに、監査委員がその他必要とする調査・報告を求めた場合には、これを報告する。

- ② 監査委員は、経営会議・ALM経営会議・審議会・内部監査報告会・リスク管理会議・コンプライアンス会議等、業務執行に関する重要な会議に出席することができる。
- ③ 各種議事録、決裁文書等、職務の執行・意思決定に係る重要文書は、監査委員が閲覧できることとする。

(9) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表執行役頭取は、監査委員会と定期的に意見交換会を実施し、監査委員会より監査環境の整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- ② 監査部は、監査委員会が効率的かつ効果的な監査業務が行えるように連携を図る。

(10) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力との取引排除に関する規程」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。
- ② 反社会的勢力に対する対応を統括する部署を経営管理部コンプライアンス統括室に設け、行内関係部門および外部専門機関との協力体制を整備する。
- ③ 執行役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、なんらかの関係を有してしまったときは、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を整備する。

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

10 その他

該当ありません。

第240期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 預 金	111,316	預 金	2,398,435
現 預 け	43,739	当 座 預 金	101,568
買 入 金 預 け	67,577	普 通 預 金	1,238,920
商 品 債 権	1,755	貯 蓄 預 金	49,043
商 品 債 権	103	通 期 預 金	7,738
商 品 債 権	39	他 の 預 金	955,082
商 品 債 権	63	譲 渡 性 の 預 金	46,082
商 品 債 権	3,855	マ ー ケ ッ グ 預 金	80,242
商 品 債 権	1,157,513	引 取 受 入 預 金	26,437
商 品 債 権	599,887	借 入 金	49,958
商 品 債 権	144,557	借 入 金	26,997
商 品 債 権	206,818	外 債	26,997
商 品 債 権	36,084	外 債	1,244
商 品 債 権	170,166	外 債	1,243
商 品 債 権	1,459,259	外 債	0
商 品 債 権	7,065	外 債	17,838
商 品 債 権	47,722	外 債	1,375
商 品 債 権	1,217,721	外 債	1,017
商 品 債 権	186,750	外 債	836
商 品 債 権	4,986	外 債	3,463
商 品 債 権	4,983	外 債	1,860
商 品 債 権	3	外 債	9,284
商 品 債 権	4,831	外 債	73
商 品 債 権	68	外 債	1,491
商 品 債 権	2,852	外 債	183
商 品 債 権	164	外 債	349
商 品 債 権	1,744	外 債	3,346
商 品 債 権	36,063	外 債	5,762
商 品 債 権	7,783	外 債	6,415
商 品 債 権	24,911	外 債	2,618,777
商 品 債 権	1,585	(純 資 産 の 部)	
商 品 債 権	1,783	資 本	24,404
商 品 債 権	1,091	本 剰 余	19,914
商 品 債 権	691	資 本 準 備	19,914
商 品 債 権	173	利 益 剰 余	74,782
商 品 債 権	227	利 益 剰 余	7,531
商 品 債 権	3	そ の 他 の 剰 余	67,250
商 品 債 権	6,415	別 途 積 立	50,000
商 品 債 権	△ 18,285	固 定 資 産 積 立	157
		土 地 特 別 積 立	136
		土 地 特 別 積 立	16,956
		土 地 特 別 積 立	△ 669
		土 地 特 別 積 立	118,431
		土 地 特 別 積 立	21,740
		土 地 特 別 積 立	△ 621
		土 地 特 別 積 立	10,582
		土 地 特 別 積 立	31,701
		土 地 特 別 積 立	150,133
資 産 の 部 合 計	2,768,911	純 資 産 の 部 合 計	150,133
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,768,911

(単位：百万円)

科 目						金 額
特 別 利 益						9
固 定 資 産 処 分 益						9
特 別 損 失						698
固 定 資 産 処 分 損 失						52
減 損						646
税 引 前 当 期 純 利 益						10,039
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税						2,090
法 人 税 等 調 整 額						1,486
法 人 税 等 合 計						3,576
当 期 純 利 益						6,462

第240期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	24,404	19,914	—	19,914
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を 反映した当期首残高	24,404	19,914	—	19,914
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0
自己株式の消却	—	—	△583	△583
その他資本剰余金の 負の残高の振替	—	—	583	583
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—
土地特別積立金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	24,404	19,914	—	19,914

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自 己 株 式 合 計	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	土 地 特 別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	7,531	50,000	150	143	11,579	69,405	△736	112,987
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	295	295	—	295
会計方針の変更を 反映した当期首残高	7,531	50,000	150	143	11,874	69,700	△736	113,282
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,208	△1,208	—	△1,208
当期純利益	—	—	—	—	6,462	6,462	—	6,462
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△516	△516
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	0
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	583	—
その他資本剰余金の 負の残高の振替	—	—	—	—	△583	△583	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	410	410	—	410
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	7	—	—	7	—	7
土地特別積立金の取崩	—	—	—	△7	—	△7	—	△7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	7	△7	5,081	5,081	67	5,148
当期末残高	7,531	50,000	157	136	16,956	74,782	△669	118,431

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	12,248	△457	10,411	22,202	135,190
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	295
会計方針の変更を 反映した当期首残高	12,248	△457	10,411	22,202	135,485
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,208
当期純利益	—	—	—	—	6,462
自己株式の取得	—	—	—	—	△516
自己株式の処分	—	—	—	—	0
自己株式の消却	—	—	—	—	—
その他資本剰余金の 負の残高の振替	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	410
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	7
土地特別積立金の取崩	—	—	—	—	△7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	9,492	△164	171	9,499	9,499
当期変動額合計	9,492	△164	171	9,499	14,648
当期末残高	21,740	△621	10,582	31,701	150,133

第240期末 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	111,394	預 金	2,390,941
買入金銭債権	1,755	譲渡性預金	80,242
商品有価証券	103	コールマネー及び売渡手形	26,437
金銭の信託	3,855	債券貸借取引受入担保金	49,958
有価証券	1,156,461	借 用 金	35,108
貸 出 金	1,451,251	外 国 為 替	1,244
外 国 為 替	4,986	そ の 他 負 債	23,195
リース債権及びリース投資資産	14,128	役員賞与引当金	84
そ の 他 資 産	13,191	退職給付に係る負債	1,355
有形固定資産	35,766	偶発損失引当金	183
建 物	7,978	睡眠預金払戻損失引当金	349
土 地	25,822	利息返還損失引当金	7
その他の有形固定資産	1,965	繰延税金負債	3,453
無形固定資産	1,178	再評価に係る繰延税金負債	5,762
ソフトウェア	469	支 払 承 諾	6,618
その他の無形固定資産	708	負債の部合計	2,624,942
退職給付に係る資産	3	(純資産の部)	
繰延税金資産	467	資 本 金	24,404
支払承諾見返	6,618	資本剰余金	19,907
貸倒引当金	△ 20,035	利益剰余金	75,396
資産の部合計	2,781,126	自己株式	△ 669
		株主資本合計	119,039
		その他有価証券評価差額金	21,740
		繰延ヘッジ損益	△ 621
		土地再評価差額金	10,562
		退職給付に係る調整累計額	218
		その他の包括利益累計額合計	31,900
		少数株主持分	5,243
		純資産の部合計	156,183
		負債及び純資産の部合計	2,781,126

第240期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	49,358
資金運用収益	29,882
貸出金利	19,825
有価証券利息	9,865
コールローン利息及び買入手形利息	56
債券貸借取引受入利息	0
預け金利息	55
その他の受入利息	78
役務取引等収益	7,282
その他の業務収益	9,108
その他の経常収益	3,084
貸倒引当金の戻入益	1,422
その他の経常収益	1,661
経常費用	37,174
資金調達費用	1,997
預金利息	1,118
譲渡性預金利息	131
コールマネー利息及び売渡手形利息	102
債券貸借取引支払利息	80
借入金の支払利息	105
その他の支払利息	458
役務取引等費用	2,457
その他の業務費用	848
その他の経常費用	31,628
その他の経常費用	243
その他の経常費用	243
経常利益	12,183
特別利益	9
特別損失	700
固定資産処分損失	52
減損損失	647
税金等調整前当期純利益	11,492
法人税、住民税及び事業税	2,329
法人税等調整額	1,496
法人税等調整額計	3,825
少数株主損益調整前当期純利益	7,666
少数株主利益	953
当期純利益	6,712

第240期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	24,404	19,907	69,769	△736	113,345
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	295	—	295
会計方針の変更を 反映した当期首残高	24,404	19,907	70,064	△736	113,640
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,208	—	△1,208
当期純利益	—	—	6,712	—	6,712
自己株式の取得	—	—	—	△516	△516
自己株式の処分	—	△0	—	0	0
自己株式の消却	—	△583	—	583	—
その他資本剰余金の 負の残高の振替	—	583	△583	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	410	—	410
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	5,331	67	5,398
当期末残高	24,404	19,907	75,396	△669	119,039

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	12,248	△457	10,390	△211	21,971	4,305	139,622
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	—	295
会計方針の変更を 反映した当期首残高	12,248	△457	10,390	△211	21,971	4,305	139,917
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,208
当期純利益	—	—	—	—	—	—	6,712
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△516
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
その他資本剰余金の 負の残高の振替	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	410
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	9,492	△164	171	429	9,929	937	10,866
当期変動額合計	9,492	△164	171	429	9,929	937	16,265
当期末残高	21,740	△621	10,562	218	31,900	5,243	156,183

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6 社
会社名
- ・十八総合リース(株)
 - ・十八ビジネスサービス(株)
 - ・長崎保証サービス(株)
 - ・(株)十八カード
 - ・十八ソフトウェア(株)
 - ・(株)長崎経済研究所
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、すべて3月末日であります。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 7 日

株式会社 十 八 銀 行

取 締 役 会 御 中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 靖 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社十八銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第240期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 7 日

株式会社 十 八 銀 行

取 締 役 会 御 中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 靖 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社十八銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社十八銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第240期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

株式会社 十八銀行 監査委員会

監査委員 中島博明 ㊟

監査委員 南條宏 ㊟

監査委員 齋藤寛 ㊟

(注) 監査委員南條宏及び齋藤寛は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第240期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、安定配当部分の3円に加え、業績連動配当を3円とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金6円 総額1,028,551,944円
(うち安定配当3円、業績連動配当3円)

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金9円(うち安定配当6円、業績連動配当3円)となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、現行法上の「委員会設置会社」の名称が「指名委員会等設置会社」に変更されることになりました。また、改正法では、委員会設置会社である旨の定款規定は、改正法施行日(平成27年5月1日)において「指名委員会等設置会社」である旨の定款規定があるものとみなされますが、定款の「委員会設置会社」の名称を改正法に合わせ変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分発揮できるように、定款第27条の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第27条の変更につきましては、各監査委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 変更を要する条文のみ掲げております。

—を表示した箇所が変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機 関)	(機 関)
第4条 当銀行は委員会設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当銀行は指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 委員会	(2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
(3) 会計監査人	(3) 会計監査人
第4章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任限定)
第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 宮脇雅俊、森 拓二郎、小川 洋、森 甲成、福富 卓、中島博明、南條 宏、齋藤 寛の8氏全員が任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式
1	みや わき まさ とし 宮 脇 雅 俊 (昭和19年10月4日生)	昭和43年4月 当行入行 平成8年6月 同取締役本店営業部長 平成11年6月 同常務取締役 平成15年6月 同代表取締役専務 平成18年6月 同代表取締役副頭取 平成19年6月 同取締役代表執行役頭取 平成21年6月 同取締役指名・報酬委員長 代表執行役頭取 平成26年6月 同取締役報酬委員長 代表執行役会長 現在に至る	92,000株
2	もり たく じ ろう 森 拓 二 郎 (昭和30年2月28日生)	昭和53年4月 当行入行 平成10年6月 同佐賀支店長 平成13年6月 同秘書室長 平成16年6月 同経営管理部長 平成17年6月 同人事部長 平成19年6月 同執行役本店営業部長 平成22年6月 同取締役常務執行役 平成24年6月 同取締役代表執行役専務 平成26年6月 同取締役指名委員長 代表執行役頭取 現在に至る	18,000株
3	お がわ ひろし 小 川 洋 (昭和31年1月6日生)	昭和53年4月 当行入行 平成12年6月 同観光通支店長 平成15年3月 同大村支店長 平成17年6月 同佐世保支店長 平成20年6月 同執行役佐世保支店長 平成21年6月 同執行役人事部長 平成22年6月 同取締役常務執行役 現在に至る	38,840株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式
4	もり かつ なり 森 甲 成 (昭和32年6月13日生)	昭和55年4月 当行入行 平成15年6月 同時津支店長 平成16年6月 同秘書室長 平成17年6月 同次期システム移行統括部長 平成21年3月 同融資企画部長 平成21年6月 同審査部長 平成22年6月 同執行役審査部長 平成23年6月 同取締役常務執行 現 在 に 至 る	12,000株
5	ふく とみ たかし 福 富 卓 (昭和34年4月27日生)	昭和57年4月 当行入行 平成15年3月 同大野支店長 平成17年6月 同秘書室長 平成21年6月 同営業統括部長 平成22年6月 同執行役本店営業部長 平成26年6月 同取締役常務執行 現 在 に 至 る	13,000株
6	なか しま ひろ あき 中 島 博 明 (昭和34年8月13日生)	昭和57年4月 当行入行 平成17年6月 同佐世保駅前支店長 平成19年6月 同北支店長 平成21年6月 同融資企画部長 平成23年6月 同執行役審査部長 平成26年6月 同取締役監査委員長 現 在 に 至 る	9,000株
7	なん じょう ひろし 南 條 宏 (昭和15年6月1日生)	昭和39年4月 三菱造船株式会社入社 平成10年6月 三菱重工業株式会社 取締役経理部長 平成11年6月 同代表取締役常務 平成14年4月 同 取 締 役 平成14年6月 同 特 別 顧 問 役 平成16年6月 当行監査 平成19年6月 同社外取締役指名・監査・報酬委員 平成20年12月 三菱重工業株式会社特別顧問 現 在 に 至 る	17,000株
8	さい とう ひろし 齋 藤 寛 (昭和12年1月5日生)	昭和43年4月 東北大学附属病院第二内科副手 昭和58年12月 長崎大学教授(医学部衛生学) 平成10年10月 長崎大学医学部長 平成14年10月 長崎大学学長 平成16年4月 国立大学法人長崎大学学長 平成19年9月 在長崎オランダ王国名誉領事 平成20年10月 国立大学法人長崎大学学長退任 平成21年6月 当行社外取締役指名・監査・報酬委員 現 在 に 至 る	14,000株

- 注 1. 各候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 南條 宏および齋藤 寛の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、両氏につきましては、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由
南條 宏氏につきましては、三菱重工業株式会社の代表取締役常務（財務、経理担当）等の要職を務められた実績があり、産業界における幅広い経験と高い見識を客観的な立場から当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、同氏は現在当行の社外取締役であり、社外監査役と合算すると、その就任期間は本総会終結の時をもって11年であります。
齋藤 寛氏につきましては、長崎大学医学部長や国立大学法人長崎大学学長等の要職を務められた実績があり、医学界における学会活動や社会活動および大学経営で培われた幅広い経験と高い見識を客観的な立場から当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、同氏は現在当行の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年あります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行と南條 宏および齋藤 寛の両氏の間では、会社法第427条第1項および当行定款に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
なお、本議案において、南條 宏および齋藤 寛の両氏の選任が承認可決された場合には、責任限定契約書第3条に基づき、再任後の行為についても本契約はその効力を有します。

第4号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ全社外取締役の補欠取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式
もとむらただひろ 本村忠廣 (昭和19年11月11日生)	昭和42年4月 株式会社長崎新聞社入社 平成10年12月 同 総務局長 平成12年12月 同取締役労務担当・総務局長 平成16年12月 同常務取締役労務・印刷担当兼総務局長 平成18年12月 同専務取締役総括・労務・関連会社担当 平成20年12月 同代表取締役社長 平成21年6月 長崎放送株式会社社外監査役(現職) 平成21年6月 株式会社長崎ケーブルメディア取締役(現職) 平成26年12月 株式会社長崎新聞社代表取締役社長退任 現在に至る	なし

- 注 1. 候補者と当行の間には、特別な利害関係はありません。
2. 本村忠廣氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
同氏は、株式会社長崎新聞社の代表取締役社長等の要職を務められた実績がありそれらを当行の経営に反映していただくために、補欠の取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、経理・総務部門における長い実務経験に加え、会社経営で培われた幅広い経験と高い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役と会社法第427条第1項および当行定款に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、本村忠廣氏が取締役に就任した場合には、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

(ご参考)

1. 指名委員会、監査委員会、報酬委員会を構成する取締役候補者

指名委員会	森 拓二郎 (委員長)	南條 宏	齋藤 寛
監査委員会	中島 博明 (委員長)	南條 宏	齋藤 寛
報酬委員会	宮脇 雅俊 (委員長)	南條 宏	齋藤 寛

2. 執行役候補者

役職	氏 名 (生年月日)	略 歴
代表執行役会長	みや わき まさ とし 宮 脇 雅 俊 (昭和19年10月4日生)	昭和43年4月 当 行 入 行 平成8年6月 同取締役本店営業部長 平成11年6月 同 常 務 取 締 役 平成15年6月 同 代 表 取 締 役 専 務 平成18年6月 同 代 表 取 締 役 副 頭 取 平成19年6月 同 取 締 役 代 表 執 行 役 頭 取 平成21年6月 同 取 締 役 指 名 ・ 報 酬 委 員 長 代 表 執 行 役 頭 取 平成26年6月 同 取 締 役 報 酬 委 員 長 代 表 執 行 役 会 長 現 在 に 至 る
代表執行役頭取	もり たく じ ろう 森 拓 二 郎 (昭和30年2月28日生)	昭和53年4月 当 行 入 行 平成10年6月 同 佐 賀 支 店 長 平成13年6月 同 秘 書 室 長 平成16年6月 同 経 営 管 理 部 長 平成17年6月 同 人 事 部 長 平成19年6月 同 執 行 役 本 店 営 業 部 長 平成22年6月 同 取 締 役 常 務 執 行 役 平成24年6月 同 取 締 役 代 表 執 行 役 専 務 平成26年6月 同 取 締 役 指 名 委 員 長 代 表 執 行 役 頭 取 現 在 に 至 る

役職	氏名 (生年月日)	略歴
常務執行役	おがわ ひろし 小川 洋 (昭和31年1月6日生)	昭和53年4月 当行入行 平成12年6月 同 観光通支店 長 平成15年3月 同 大村支店 長 平成17年6月 同 佐世保支店 長 平成20年6月 同 執行役佐世保支店 長 平成21年6月 同 執行役人事部 長 平成22年6月 同 取締役常務執行 役 現在に至る
常務執行役	もり かつ なり 森 甲 成 (昭和32年6月13日生)	昭和55年4月 当行入行 平成15年6月 同 時津支店 長 平成16年6月 同 秘書室 長 平成17年6月 同 次期システム移行統括部 長 平成21年3月 同 融資企画部 長 平成21年6月 同 審査部 長 平成22年6月 同 執行役審査部 長 平成23年6月 同 取締役常務執行 役 現在に至る
常務執行役	ふく とみ たかし 福 富 卓 (昭和34年4月27日生)	昭和57年4月 当行入行 平成15年3月 同 大野支店 長 平成17年6月 同 秘書室 長 平成21年6月 同 営業統括部 長 平成22年6月 同 執行役本店営業部 長 平成26年6月 同 取締役常務執行 役 現在に至る
常務執行役	まつ もと よし あき 松 本 由 昭 (昭和31年7月6日生)	昭和54年4月 当行入行 平成16年6月 同 営業統括部 長 平成19年6月 同 審査部 長 平成20年6月 同 執行役審査部 長 平成21年6月 同 執行役佐世保支店 長 平成23年6月 同 常務執行役佐世保地区本部 長 現在に至る
執行役	やま した こう いち 山下 公 一 (昭和34年3月16日生)	昭和56年4月 当行入行 平成11年6月 同 電算部 課 長 平成19年6月 同 電算部 次 長 平成22年6月 同 電算部 長 平成25年6月 同 執行役事務統括部 長 平成26年6月 同 執行役監査部 長 現在に至る

役職	氏名 (生年月日)	略歴
執行役	わし ぎき てつ や 鷺 崎 哲 也 (昭和37年11月16日生)	昭和60年4月 当行入行 平成17年6月 同西福岡支店長 平成19年6月 同佐世保駅前支店長 平成21年6月 同秘書室長 平成24年6月 同総合企画部長 平成26年6月 同執行役総合企画部長 現在に至る
執行役	まつ もと たか ゆき 松 本 隆 行 (昭和38年4月18日生)	昭和61年4月 当行入行 平成18年6月 同貝津支店長 平成21年6月 同思案橋支店長 平成24年6月 同北支店長 平成26年6月 同執行役本店営業部長 現在に至る
執行役	こ が じゅん じ 古 賀 淳 二 (昭和35年9月23日生)	昭和59年4月 当行入行 平成17年6月 同大野支店長 平成20年3月 同東長崎支店長 平成22年6月 同営業統括部長 平成26年6月 同福岡支店長 現在に至る
執行役	くろ だ よし たか 黒 田 義 敬 (昭和38年3月31日生)	昭和61年4月 当行入行 平成21年6月 同下関支店長 平成24年6月 同諫早支店長 現在に至る

本総会終結後の取締役会に議案として提出されます。

以上

